

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十二号

聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第四十一条第七項中「第十条の二の十一」を「第十条の二の十」に改める。

附則第九条の二第七項中「附則第七条第九項各号」を「附則第七条第八項各号」に改め、同条第八項中「附則第七条第十項各号」を「附則第七条第九項各号」に改める。

附則第十条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年まで」に改め、同条第六号中「附則第十八条第七項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第十条の二の見出しを「（平成二十五年度又は平成二十六年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項中「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改める。

附則第十一条の見出し及び同条第一項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「住宅用地又は商

業地等」を「商業地等」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、「住宅用地にあつては十分の八、商業地等にあつては」を削り、同条第三項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十一条の二第一項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）附則第九条第一項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）附則第十条第一項」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附則第十四条第一項中「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 法附則第四十一条第十五項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない

ない。

一 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第四十条第十五項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

二 次に掲げる事項を記載した書類

イ 法附則第四十一条第十五項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

ロ 法附則第四十一条第十五項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ハ 法附則第四十一条第十五項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

三 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第二条第一項の博物館（次号及び第五号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

四 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

五 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあつては、第一号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第二十二條の次に次の一條を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡

期限の延長の特例)

第二十二條の二 その有していた家屋でその居住の用に供

していたものが東日本大震災（平成二十三年三月十一日

に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力

発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關す

る法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この項及び

次条において「震災特例法」という。）第十一条の六第

一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）

をしたことによつてその居住の用に供することができな

くなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家

屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存

する権利の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定

する譲渡をいう。）をした場合には、附則第十六条第一

項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する

法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一

項の規定により適用される場合を含む。」と、「同法

第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十

一条第一項」と、附則第十六条の二第三項中「第三十七

条の九の五まで」とあるのは「第三十七条の九の五まで

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

例に關する法律第十一条の六第一項の規定により適用さ

れる場合を含む。）」と、附則第十六条の三第一項中「租

税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關

する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租

税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十七条

第一項中「第三十六条」とあるのは「第三十六条（東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」として、附則第十六条、附則第十六条の二、附則第十六条の三又は附則第十七条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第二十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第二十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第二十三条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）」を「につき震災特例法」に、「附則第四十五条第二項」を「附則第四十五条第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における附則第六条の三及び第六条の三の二の規定の適用については、附則第六条の三第一項中「法附則第五条の四第六項」とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第六項」と、附則第六条の三の二第一項中「法附則第五条の四の二第五項」

とあるのは「法附則第四十五条第四項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四の二第五項」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の二第一項ただし書の改正規定及び次条第一項の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第二条 改正後の聖籠町税条例（以下「新条例」という。）第二十五条の二第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二十五年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十三条の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成二十三年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の聖籠町税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第十一条第二項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧条例附則 第二十一条第 二項		旧条例附則 第四十一条第 四項	
前項	平成二十一年 度から平成二 十三年度まで の各年度分	○・八	平成二十一年 度から平成二 十三年度まで の各年度分
附則第十一条第一項	平成二十四年度分及び平 成二十五年度分	○・九	平成二十四年度分及び平 成二十五年度分
第一項			
十分の八			
十分の九			
附則第十一条第一項			